

公益社団法人大津市シルバー人材センター  
平成30年度 事業計画

## 第1 大津市シルバーを取り巻く情勢

大津市の高齢化率（65歳以上）は、平成30年1月1日現在で25.9%となっています。県平均の25.3%を上回る数値で、県内19市町の中で12番目となっています。滋賀県全体の2040年における高齢化率が32.8%と推測（内閣府）されており、この数値から、大津市の2040年の高齢化率を見込むと、33%を超え概ね、3人に1人が65歳以上の高齢者となります。このような傾向は全国的な課題となっています。

このような情勢の中、国では、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）を定め、高齢期における年齢や性別に係らず、個々人の意欲や能力に応じた対応を基本とする必要があるとし、年齢により一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、もはや現実的なものではなくなりつつあるとしています。

また、この大綱では「退職後に、臨時的・短期的又は軽易な就業等を希望する高齢者等に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業を推進する。」と明記されているところです。

このことから、大津市シルバー人材センターは、大津市在住の高齢者がいつまでも健康で、楽しい人生を過ごしていけるよう、関係機関と連携しながら、就業の機会を幅広く提供し、事業を拡大していく必要があります。

## 第2 基本方針

### （1）中長期経営事業計画の推進

平成30年度を初年度とする「大津市シルバー人材センター経営事業計画」を推進するため、執行体制を整備します。また、計画の初年度であることから、関係機関および関係者に周知し、理解と支援を求めます。

### （2）シルバー人材センター事業の認知度の向上

シルバー人材センター事業の楽しさや大切さを、企業等発注者や数多くの市民の皆さんに知っていただくための広報を展開します。

### （3）会員の拡大と就業の確保

新入会員の確保と退会の抑制を図り、会員数の拡大を図るとともに、新たな就業を確保するため、積極的な営業活動を展開します。また、発注者の満足度を向上させるための取組みを検討します。

### （4）安全・適正就業の徹底と会員の健康増進

「健康第一」「安全第一」を念頭に、安全・適正就業ガイドラインに基づく安全・適正就業の徹底を図るとともに、会員一人ひとりの健康意識の高揚を図ります。

(5) 会員同士の「絆」の確保

地域委員会を単位として、会員同士が助け合い、共働できるように、これまで以上に会員間に「絆」が生まれる事業を展開します。

第3 平成30年度におけるシルバー事業の展開

(1) 中長期経営事業計画の推進体制の整備

- ① 中長期経営事業計画を着実かつ円滑に実施していくために、組織を整備します。
- ② 事務局運営においては、能力主義に立脚した人事制度を検討します。
- ③ 毎年次組織としての「目標」を定め、目標管理を行います。このため、中長期経営事業計画策定のため設置した「経営事業計画検討委員会作業部会」を「経営事業計画推進チーム」に改組し、計画推進の組織とします。

(2) 会員拡大に向けた取組み

- ① 入会説明会の簡素化と効率化を図ります。
- ② 女性限定の入会説明会を開催します。
- ③ 就業情報等の情報を適宜・適格に公表していくため、ホームページの機能を積極的に活用します。
- ④ 広報紙等で専門家による健康増進に関するコメント等を掲載し、会員の健康意識のより一層の高揚に努めて、健康増進の啓発を図ります。
- ⑤ 広く高齢者にシルバー人材センターをアピールしていくために、会員に限定しない親睦旅行を計画します。

(3) 受注の拡大に向けた取組み

- ① 発注者にアピールし、新たなマッチングを開拓するため、幅広い就業メニューを検討します。このため、会員の有する多種多様な経験や技術をホームページ等で丁寧に公開します。
- ② マッチングの推進のために必要な会員情報が簡単に把握できる「会員個別情報台帳（仮称）」を整備します。
- ③ 会員の就業に係る安全知識や就業ノウハウの知識、さらには健康情報等整理した「会員便利帳（仮称）」を整備します。
- ④ サービスの質の向上を図るための講習会等を実施します。
- ⑤ 継続・安定した受注の獲得のため、発注者向け満足度アンケートの実施を検討します。

(4) 広報・営業活動の強化・拡大

- ① 各種チラシやパンフレットの全面的な見直しを実施します。
- ② 計画的・継続的な企業訪問等、営業活動を実施します。

(5) 就業率向上に向けた取組み

- ① 新入会員や未就業会員には、一人ひとりの個別面談を実施する等、きめ細やかに就業までのケアを行うための窓口（事務局担当者）を設置します。
- ② 「未就業会員就業強化月間」を設けて、就業会員の協力を得ながら未就業会員の解消を図ります。

(6) 安全・適正就業の推進

- ① ホームページ上で「適正就業ガイドライン」を周知し、機会あるごとに注意喚起し、その徹底に努めます。
- ② 計画的・継続的な安全パトロールを実施し、安全就業に対する意識の高揚と徹底を図るとともに就業危険個所を確認します。
- ③ 「安全・適正就業推進大会」を健康増進の分野から充実していきます。

(7) 会員の育成

- ① 技能・技術の向上を目的とする講習会を開催します。
- ② 職群班長の後継者を育成していくため、必要な対応を行います。

(8) 地域委員会の活動支援

- ① 地域密着型のシルバーとするため、地域委員会の活躍の場を拡げます。
- ② 地域委員会が主体となって実施されるボランティア活動を積極的に情報発信します。